

末業（まつぎょう）に陥り、貪利（どんり）の欲心より非義非道を仕成し、家業に離れ遊民・無頼（ぶらい）となり、終（つい）には諸々悪事増長いたし、天罰を蒙り召し捕らえられ牢に入り、御吟味の上重きハ死刑、軽く共其の所のイ（たたずみ）も成り兼ね、非業（ひごう）に其の身を失うのみならず、父母妻子並び親族迄、路頭に迷い候様成り行く事、是（これ）皆奢侈より起こり、其の所も人別減らし、一村の難儀共成り候間、向後奢りを省き、不善を慎み、善道を心掛け候様に村々申し合い、儉約質素に本業出精致すべき事

一 関東在々取締りの儀に付、村々組合相立て、右組合村

方にて悪党もの差し押さえ候節、差し出し方の儀手重（ておも）にてハ自然と見逃し候次第もこれ有るべき哉に付、以来悪党者

召し捕らえ候はば、領主・地頭へ申し立て候に及ばず、召し捕らえ候村方の役人、悪事の始末一ト通り書き取り、公事方月番奉行所へ

申し立て、奉行所より直に宿村継ぎの触書相渡し、尤も囚人差し出しの節ハ役人付き添えに及ばず、宿村継ぎにて差し出し候様

取り計るべき旨、此の度仰せ渡され候趣、取締り出役の者共より

組合村々へ申し渡し候条、右の趣厚く心得村々申し合うべき事

一 父母に孝行、夫婦・兄弟・親類と睦敷（むつまじく）仕るべし、若し諸親類と不和（ふわ）にて異見を用いず、不孝の輩（やから）これ有らば、名主・組頭吟味致し訴え出るべき事

一 惣じて家業を専一に相勤め、親に孝行、主人に忠を尽し、師匠又は老たる人を敬い、物毎に心を合わせ、村中

区々（まちまち）にこれ無く、取締り行き届き候様取り計らい、貧民を憐（あわれみ）救い、奇持（特）のものは早々訴え出るべき事

附り、凶年の節米価高直（こうじき）にて、貧民難儀いたし候

者を、米金錢其の外の夫食を以て、飢を凌（しの）がせ候もの

これ有らば、物の多少によらず、早々訴え出るべき事

一村役人共の内に

公務を重（おもん）じ、小前を憐み、村入用を減らし、正直に精勤いたし

小前のもの共に自然と敬いを請け候ものこれ有らば、早々

小前のものより訴え出るべき事

附り、私欲不正の取り計らいいたし、小前難儀に相成り候

ものは、早々訴え出るべき事

右の通り此の度申し渡し候間、五人組前書一同月々再々

読み論（さと）し、悪事に移らず、善事に導き候様心掛け申すべし、

若し違背（いはい）致し候ものこれ有るに於ては、当人は申すに及ばず、組合・

村役人迄急度仰せ付けらるべきもの也